

令和元年 10 月 29 日開催

石狩市教育委員会会議（10 月定例会）資料

< 議案 >

- ・教育委員会の点検・評価報告書（平成 30 年度分）について 別冊
- ・石狩市の部活動の在り方に関する方針の策定について 別冊
- ・石狩市立学校における働き方改革推進計画の改定について P 1～P 5

< 協議事項 >

- ・新・石狩市教育プラン（原案）について 別冊

< 報告事項 >

- ・平成 31 年度全国学力・学習状況調査結果について 別冊
- ・石狩市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱について P 8
- ・令和元年度（第 8 回）図書館を使った調べる学習コンクール「石狩市コンクール」
の審査結果について P 9～P 10

石 狩 市 教 育 委 員 会

<議案第3号>

石狩市立学校における働き方改革推進計画の改定について

「石狩市立学校における働き方改革推進計画」の改定（令和元年10月）【案】

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>1から2まで（略）</p> <p>3 計画期間 2018年（平成30年）度から2020年度までの3年間とする。</p> <p>4 計画が目指す目標 本計画及び『北海道アクション・プラン』に掲げる取組を通じて、<u>2020年度末までに以下のすべての指標を達成することで、目標を実現する。</u></p> <p><u>2020年度末までに達成する指標</u> (1) 全ての部活動において、部活動休養日を完全に実施（年間73日以上）する。</p> <p>(2)から(4)まで（略）</p> <p>目 標 <u>1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員をゼロにする。</u></p> <p>5から7まで（略）</p> <p>action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備（略）</p> <p>action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減 ① 部活動休養日等の完全実施 ・学校は、<u>生徒や担当教員の健康・安全はもとより、けがの防止・心身のリフレッシュを図るなどのスポーツ医・科学の観点、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する観点から、全ての部活動において休養日等を設定する。</u></p> <p>・（略） ・（略） ・<u>市教委は、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、道教委が策定する指針等を参考に、必要な見直しを行う。</u></p> <p>I 部活動休養日の実施 ・<u>毎週1日以上は、休養日を実施すること（年間52日以上）</u></p> | <p>1から2まで（略）</p> <p>3 計画期間 平成30年度から令和2年度までの3年間とする。</p> <p>4 計画が目指す目標 本計画及び『北海道アクション・プラン』に掲げる取組を通じて、<u>令和2年度末までに以下のすべての指標を達成することで、目標を実現する。</u></p> <p><u>令和2年度末までに達成する指標</u> (1) 全ての部活動において、部活動休養日を完全に実施（年間㉠（平日週1日52日＋週末週1日52日）＋㉡学校閉庁日9日（㉠と㉡の重複分を除く。））する。</p> <p>(2)から(4)まで（略）</p> <p>目 標 教員の在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。</p> <p>※1 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間で720時間を超えないようにするとともに、1か月で45時間を超える月は1年間に6月までとする。</p> <p>※2 また、1か月では100時間未満であるとともに、連続する複数月のそれぞれの期間について、月平均が80時間を超えないようにする。</p> <p>※3 「目標」は、「8 市立学校の教員の勤務時間の上限について」の（2）の②の目安時間と同二。</p> <p>※4 「在校等時間」は、8の（2）の①による。</p> <p>5から7まで（略）</p> <p>action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備（略）</p> <p>action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減 ① 部活動休養日等の完全実施 ・学校は、<u>生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることから、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進める。</u></p> <p>・（略） ・（略）</p> <p>I 部活動休養日の実施 ・<u>学期中は、週当たり2日以上は休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p>・月に1日以上は、土曜日、日曜日又は祝日に休養日を実施すること（年間12日以上）</p> <p>・学校閉庁日は部活動休養日とすること（夏季休業期間内3日、年末年始の休日6日）</p> <p>・上記を基本に1年の1/5以上の休養日を実施すること</p> <p>365日×1/5=73日</p> <p>週1日52日+月1日12日+学校閉庁日9日=73日</p> <p>※1 休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わないこと</p> <p>※2 大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合（※4）は、代替の休養日を実施すること</p> <p>II 部活動の活動時間</p> <p>・平日は2～3時間程度で終了すること（生徒の最終下校時刻を設定）</p> <p>・土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間中は、次の※3、※4に該当する場合を除き、半日程度で終了すること</p> <p>※3 大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合</p> <p>※4 中体連、中文連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合</p> <p>②から⑤まで （略）</p> <p>action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実</p> <p>①から③まで （略）</p> <p>④勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築</p> <p>・勤務時間の管理については、厚生労働省から「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日）が示され、「使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること」とされており、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることを踏まえ、市教委では、教員に新たな事務負担が生じない方法について研究のうえ、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築について検討する。</p> <p>・ （略）</p> <p>⑤から⑥まで （略）</p> <p>⑦ 教員と事務職員との役割分担の見直し</p> <p>・市教委は、中教審の「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」において示された代表的な業務の在り方に関する考え方を踏まえ、学校や教員が担うべき業務の範囲が、学校現場や地域、保護者等に共有されるよう、国や道の動向を注視しながら学校や教員、事務職員等の標準職務の明確化を検討する。</p> <p>・ （略）</p> <p>action 4 教育委員会による学校サポート体制</p> <p>①から②まで （略）</p> | <p>下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こと。</p> <p>また、学校閉庁日は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めること。</p> <p>II 部活動の活動時間</p> <p>・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とすること。</p> <p>※上記の部活動休養日及び部活動時間の具体的な取扱の詳細については、「石狩市の部活動の在り方に関する方針」による。</p> <p>②から⑤まで （略）</p> <p>action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実</p> <p>①から③まで （略）</p> <p>④勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築</p> <p>・勤務時間の管理については、労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることが明確化されたことを踏まえ、市教委では、教員に新たな事務負担が生じない方法について研究のうえ、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築について検討する。</p> <p>・ （略）</p> <p>⑤から⑥まで （略）</p> <p>⑦ 教員と事務職員との役割分担の見直し</p> <p>・市教委は、中教審の「学校における働き方改革に関する総合的な方策（答申）」において示された代表的な業務の在り方に関する考え方を踏まえ、学校や教員が担うべき業務の範囲が、学校現場や地域、保護者等に共有されるよう、国や道の動向を注視しながら学校や教員、事務職員等の標準職務の明確化を検討する。</p> <p>・ （略）</p> <p>action 4 教育委員会による学校サポート体制</p> <p>①から②まで （略）</p> <p>③ 適正な勤務時間の設定</p> <p>・市教委は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。</p> <p>・市教委は、各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時</p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>③ メンタルヘルス対策の推進 (略)</p> <p>④ トラブル等に直面した際のサポート体制の充実 (略)</p> <p>⑤ 学校行事の精選・見直し (略)</p> <p>⑥ 学校が作成する計画等の見直し (略)</p> <p>⑦ 学校の組織運営に関する見直し (略)</p> | <p>間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう指導・助言を行う。</p> <p>④ メンタルヘルス対策の推進 (略)</p> <p>⑤ 教育課程の編成・実施に関する指導助言</p> <ul style="list-style-type: none">・市教委は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教員の時間外勤務の増加につながらないようにし、教育課程の編成・実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言を行う。 <p>⑥ トラブル等に直面した際のサポート体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・(略)・市教委は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、福祉部局・警察等との緊急時における連絡体制の確立や会議による情報共有などにより、関係機関との連携・協力体制を強化する。 <p>⑦ 研修の精選・見直しと働き方改革に関する研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・市教委は、道教委が策定・公表する北海道教職員研修計画を踏まえて、市教委の実施する研修内容等が重複しないよう検討するとともに、研修報告書等についても、過度な負担にならないよう簡素化を図る。・市教委は、教職員研修の精選を行い、学校や教員の負担を考慮した効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業中の研修については、国や道の通知等を踏まえながら精選を実施する。・市教委は、管理職員はもとより、学校の職員全体に対しても、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、働き方改革の目的や勤務時間を意識した働き方等に関する講義・演習を取り入れた研修への参加を促す。 <p>⑧ 若手教員への支援</p> <ul style="list-style-type: none">・市教委は、若手教員が学校単位を超えて地域で悩みを共有できるよう、管理職員に対して若手教員が各種研修等へ参加しやすい環境をつくるよう促す。・各学校においては、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に生かすとともに、若手教員が一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、管理職員等がそれをいち早く把握し、すぐに声掛け等を行って、学校内外のリソースやネットワークを生かして優れた教材や指導案等の様々な蓄積を共有して支援するなど、若手教員が孤立することのないようにする。 <p>⑨ 学校行事の精選・見直し (略)</p> <p>⑩ 学校が作成する計画等の見直し (略)</p> <p>⑪ 学校の組織運営に関する見直し (略)</p> <p>8 市立学校の教員の勤務時間の上限について</p> <ul style="list-style-type: none">・教員の勤務時間に関しては、文部科学省が平成 31 年 1 月 25 日に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」において、服務監督権者である教育委員会は、同ガイドラインを参考にしながら市立学校の教員の勤務時間の上限に関する方針等を策定することとされたことから、市教委は、本項に市立学校の教員の勤務時間の上限について定める。・市教委は、次に定める勤務時間の上限の目安時間を超えないように、業務の削減や勤務環境の整備を進める。・学校は、教員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、勤務時間の上限の目安時間を超えないように努力する。 <p>(1) 対象者</p> <p>「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第 2 条に規定する教育職員を対象とする。</p> <p>(2) 勤務時間の上限</p> <p>① 「勤務時間」の考え方</p> |
|---|---|

いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するために、教員等が校内に在籍している在籍時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

これらを総称して「在籍等時間」とする。

② 目安時間

ア1か月の在籍等時間の総時間から北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「条例」という。）で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。

イ1年間の在籍等時間の総時間から条例で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

③ 特例的な扱い

ア上記②を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在籍等時間の総時間から条例で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにする。

この場合においては、1か月の在籍等時間の総時間から条例で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

イまた、1か月の在籍等時間の総時間から条例で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在籍等時間の総時間から条例で定めた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

（3）実効性の担保

① 市教委は、学校での実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。特に、上限の目安時間を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

② 市教委は、保護者も含めて社会全体が内容を理解できるよう、教育関係者はもちろん、保護者や地域住民等に対して広く周知する。

③ 市教委は、既存の調査等を活用しつつ、適宜、学校の取組の状況を把握する。

（4）留意事項

① 本項については、上限の目安時間まで教員等が在籍等したうえで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として規定するものであり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものであること。決して、学校や教員等に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはならないこと。

② 働き方改革推進法による改正後の労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、在籍時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること。

③ 休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守すること。また、教員等の健康及び福祉を確保するため、在籍等時間が一定時間を超えた教員等への医師による面接指導や健康診断を実施すること、出勤から出勤までに一定時間を確保すること、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること、必要に応じ産業医等による助言・指導を受けるとともに、教員等に産業医等による保健指導を受けさせること。

④ 上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。さらに、

| | |
|--|---|
| | 上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本項のそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること。 |
|--|---|

< 報告事項② >

石狩市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱について

1. 委員を解嘱した者

| | 区 分 | 氏 名 | 性別 | 所属団体等 | 解嘱する理由 |
|---|-----------|--------|----|--------------------|--------|
| 1 | 関係行政機関の職員 | 佐々木 隆哉 | 男 | 石狩市教育委員会 生涯学習部長 | 退職のため |

2. 解嘱した日

令和元年 10 月 11 日

<報告事項③>

令和元年度（第8回）図書館を使った調べる学習コンクール「石狩市コンクール」の審査結果について

1. 審査会 令和元年10月9日（水） 午後4時から6時
2. 会場 石狩市民図書館 視聴覚ホール
3. 審査員 橋詰 典明（花川北中学校校長／石狩市民図書館協議会委員）
早川 久夫（緑苑台小学校教頭／石狩市民図書館協議会委員）
中川 聡子（石狩南高等学校司書教諭／石狩市民図書館協議会委員）
二階堂 さと美（石狩小学校・生振小学校司書）
東 信也（教育委員会生涯学習部市民図書館長）
4. 応募作品数 全501点（小学校204点、中学校297点）
5. 受賞作品 最優秀賞4点、優秀賞9点、佳作12点、奨励賞14点

■小学校1・2年生部門

| 賞 | 学校 | 学年 | 名前 | 作品名 |
|-----|------|----|--------|------------------|
| 最優秀 | 花川小 | 2年 | 平田 凰真 | にんじんはかせへの道！ |
| 優 秀 | 生振小 | 2年 | 野村 吏来 | アイヌのことについてしらべたよ！ |
| | 南線小 | 2年 | 萬谷 美柚 | ハムスターのひみつ |
| 佳 作 | 花川小 | 2年 | 工藤 稜野 | 鉄道の歴史 |
| | 花川南小 | 2年 | 秋田谷 真帆 | いちごについて |
| | 花川南小 | 2年 | 飯田 真椰 | 虫歯について |
| | 南線小 | 2年 | 武田 明花音 | 金ぎょ |

■小学校3・4年生部門

| 賞 | 学校 | 学年 | 名前 | 作品名 |
|-----|------|----|--------|----------------------|
| 最優秀 | 花川小 | 3年 | 矢野 歩 | 発見！むかわ竜 |
| 優 秀 | 生振小 | 3年 | 今野 雅大 | 見てきてわかった！！北海道と九州のちがい |
| | 花川小 | 3年 | 澤村 旺ノ丞 | 姫路城築城法、部分研究 |
| 佳 作 | 南線小 | 4年 | 菅 心乃 | 発酵食品の研究 |
| | 緑苑台小 | 3年 | 鈴木 希実 | ついせき！ガラパゴスのなぞ！ |
| | 緑苑台小 | 4年 | 加藤 望奈 | 星～学べる星のこと～ |

■小学校5・6年生部門

| 賞 | 学校 | 学年 | 名前 | 作品名 |
|-----|-----|----|-------|-----------------------------|
| 最優秀 | 花川小 | 5年 | 平田 真琥 | トマト研究所 |
| 優 秀 | 生振小 | 5年 | 中澤 美結 | 縄文時代について～北海道・北東北の縄文遺跡群を通して～ |
| | 双葉小 | 6年 | 奥田 遥奈 | 薬について |
| | 双葉小 | 6年 | 池 結衣渚 | 作曲について |

| | | | | |
|-----|-----|----|--------|----------------------|
| 佳 作 | 双葉小 | 6年 | 高野 凜太郎 | 風力発電 |
| | 紅南小 | 5年 | 北島 優月 | 魅力とひみつがいっぱい！グリーンカーテン |
| | 南線小 | 6年 | 川邊 健斗 | 赤ちゃん好きですか？ |

■中学生部門

| 賞 | 学校 | 学年 | 名前 | 作品名 |
|-----|------|----|-------|-----------------------------|
| 最優秀 | 花川北中 | 1年 | 北島 美咲 | 根？茎？それとも実？ |
| 優 秀 | 樽川中 | 1年 | 浅川 心結 | はたらく犬たち |
| | 樽川中 | 1年 | 若生 大輝 | 身近にある科学の不思議 |
| 佳 作 | 樽川中 | 1年 | 津田 花恋 | ユニバーサル design～UD であふれる町づくり～ |
| | 樽川中 | 1年 | 清松 暁生 | ティラノサウルス最強の謎 |

■奨励賞

| 学校 | 学年 | 名前 | 作品名 |
|------|----|-------------------------|--------------------------|
| 双葉小 | 1年 | 中山 紗希 | ゆきのけっしょうについて |
| 南線小 | 1年 | 藤田 真人 | きょうりゅうについて |
| 八幡小 | 4年 | 大場 煌斗 工藤 まりん 白井 颯 | じゃがいも調べ（石狩の作物） |
| 花川南小 | 3年 | 中村 航 | 江戸の三大俳人 |
| 双葉小 | 4年 | 杉山 環 | 石狩について |
| 南線小 | 4年 | 四十物谷 咲久楽 | 星座 |
| 南線小 | 4年 | 長尾 后政 | カムイからのおくりもの（アイヌの文化について） |
| 聚富小 | 6年 | 西川 慧人 | 太陽と地球はぶつかるのか |
| 花川南小 | 6年 | 大滝 悠綾 | 聖徳太子～その政治と関わった人々や建物など～ |
| 浜益小 | 6年 | 木村 有紀奈 | 岩石について |
| 石狩小 | 5年 | 林 咲名 | 雑草だって役にたつ！ |
| 花川中 | 1年 | 吉田 瑞姫 | 盲導犬訓練士の仕事について |
| 花川中 | 1年 | 櫛引 志織 | ブックデザイナー～本を手にとってもらえるように～ |
| 花川中 | 1年 | 米田 乃花 | インテリアデザイナー |